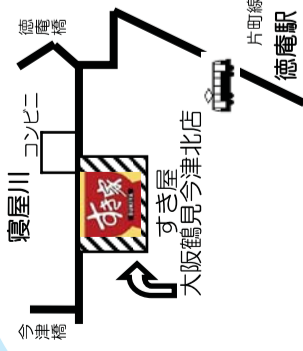


## お客様トピック

### 「すき屋 大阪鶴見今津北店」

3 / 2 オープンしました。



(株)ゼンショーグループ店舗「すき屋」が当社の近隣にオープンしました。駐車場完備、ドライブスルー、なんと牛丼が並盛280円の低価格。安全、安心にこだわり、特性のタレでじっくり煮込んだ牛肉と玉ねぎ、国産コシヒカリ米の牛丼をご賞味下さい。

当社では環境保全を目的に、「すき屋 大阪鶴見今津北店」様より収集する廃棄物の中から資源ごみ、ダンボール等を再生利用する為、分別回収を行っております。

大阪市鶴見区今津北4丁目4-2  
(徳鶴駅 徒歩6分)

## Jトピック

### 当社へ「お持込み」のお願い 危険物の混入禁止

収集したごみが原因で火災事故が、毎年各地で起きています。その多くがスプレー缶などに残っている可燃ガスに引火し、発生しています。破裂や爆発の危険性がある為、他のごみとは混ぜないで、分別して下さいませます様お願い申し上げます。混入の可能性がある場合は、必ず作業員に申し出て下さい。

お客様や近隣住人、また作業員の安全の為、ご協力をお願いします。



※穴を開けていても分別して下さい。  
スプレー缶 (ハアーススプレー/殺虫剤等)  
カセットボンベ・ガスボンベ  
マッチ・ライター  
バッテリー・乾電池・引火性の廃油・消火器



※無申告の際は、発見した時点で、スプレー缶1缶2,000円等別途料金を賜ります。

## 広告掲載募集中

広報第5号より「お客様トピック」を新たに盛り込み、当社ご利用のお客様のPRを兼ねて、掲載していきたいと思っております。日頃からお世話になっていらっしゃるお客様へ、少しではあります。PRが出来たら、と思い始めさせて頂きました。掲載のご希望がございましたら、取材をさせて頂きますので、吉本迄 ご依頼下さい。なお、この広報は弊社のお客様へメールマガジン、請求書等の郵送の際に、配信しております。



## 編集記

特集の「マニフェストの交付状況等の報告義務」につきましては、忘れずにお手続きを行って下さいませ、お願い致します。(※電子マニフェスト利用者は不要です。)

法改正が頻繁に行われる中、それに合わせる企業様も大変ご苦労をされているかと思えます。少しでもお役に立てる様、情報を配信して行きたいと思っておりますので、宜しくお願致します。

平成22年3月1日 吉本 聖美

# 通信 report 第5号

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

有限会社城東衛生  
tell (06)6969-5351  
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイ・ポート  
tell (06)6963-5351  
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイブリッジ  
tell (06)6969-6336  
fax (06)6963-0027

## ご挨拶

早春の候、お得意様各位におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当グループをお引きいただき誠にありがとうございます。

さて大阪市環境局は拙速な政策転換を進めております。「みなし一廃制度」廃止に向けて、約2億6千万円の血税をかけたペルトコンベンアを導入し、元警察官による展開検査をこの3月より行います。(写真参照)

「みなし一廃制度」とは、一事業者1ヶ月10t未満の廃プラスチック等の産業廃棄物を一般廃棄物として、大阪市の処分するという独自の政策で、中小企業振興のために行われてきました。

昨年4月よりゴミを減量するのが目的で、この制度を撤廃し廃プラスチック、木くず等の産業廃棄物を、大阪市の焼却場から締め出しを図って展開検査が行われています。このコンベンア設置でさらに進める方針です。

産業廃棄物の処分費は、民間施設のためケタ違いで極めて高く、排出者責任でめんどろな手続き(契約書締結、マニフェスト発行等)も新たに発生します。「大阪市は産業廃棄物を受けない」という方針が決まっている以上避けられないと思います。

そしてゴミ減量の次の矢として、大阪市焼却料金の5割値上げの案件が、この3月25日の市議会での反対署名を渡したにしています。(大阪市長へ多数の方の反対署名を渡したにもかかわらず)我々許可業者の意見はもろろん無視され、事業者の皆様にとっても事業がしにくい大阪市へ方向転換しているように感じます。

また、ご意見ご苦情は地元市の市議会議員、環境局規制指導課(TEL:6630-3263)へ直接掛けて頂いても結構かと思えます。

厳しいご時世の中、このような大阪市の拙速な政策転換をまずご報告させて頂き、ご理解の程宜しくお願致します。



大阪市環境局鶴見工場  
(展開検査導入工事中)



平成22年3月1日  
代表取締役 樋下 茂

## 今の特集 「マニフェスト交付等状況の報告義務」



**マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付者は6月30日迄に報告書を提出しましょう。**

産業廃棄物を排出する事業場で、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付している事業者（産業廃棄物排出事業者及び中間処理業者）は、**毎年6月30日迄**に、所管する都道府県又は政令市（大阪市内の事業場の場合は、大阪市環事局）に報告義務がございます。報告内容は、**前年の4月1日から本年の3月31日において交付したマニフェストの交付等の状況**（産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数等）になります。報告書は大阪市のホームページに所定の様式がございます。

報告に備え、マニフェストや帳簿の整理等をお願いいたします。

※ なお、廃棄物処理法に規定する電子情報処理組織を使用した登録及び報告（電子マニフェスト）を活用している場合は、**情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。**

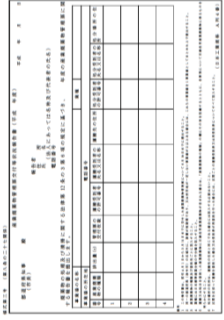
直行用（7枚複写） 積替用（8枚複写）  
区間委託 無し 区間委託 有り



### 報告の内容

- ① マニフェスト交付事業場の名称
- ② 業種（日本標準産業分類の中分類を記入すること。例「その他の製造業」）
- ③ 事業場の所在地及び電話番号
- ④ 産業廃棄物の種類
- ⑤ 排出量（トン）
- ⑥ マニフェストの交付枚数
- ⑦ 運搬受託者の許可番号及び氏名（又は名称）
- ⑧ 運搬先の住所
- ⑨ 処分受託者の許可番号及び氏名（又は名称）
- ⑩ 処分場所の住所（⑧の運搬先の住所と同じであれば省略可）

#### 産業廃棄物管理票交付状況報告書



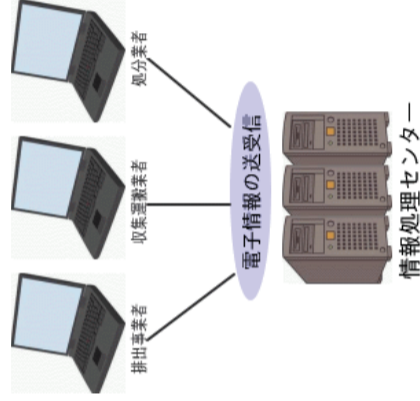
**マニフェスト制度の目的** 産業廃棄物の処理を委託する排出事業者の責任を確保するとともに社会問題となっている不法投棄を未然に防止することを目的としています。

**排出事業者責任とマニフェスト** 排出事業者は、事業者自らの責任で産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。その処理を他人に委託する場合は、電子マニフェストまたは紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）のどちらかから利用して、委託した産業廃棄物が最終処分されるまで適正に処理されたかを確認することが義務づけられています。

**罰則等** 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事から必要な措置を講ずるよう催告される事があり、従わない場合はその旨が公表される事があります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるよう命じられ、この命令に違反した場合は、**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられます。

## 電子マニフェストについて

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りします。電子マニフェストを利用する場合は、この3者が加入する必要があります。導入にはメリットがある一方、デメリットもあるので、十分に考慮したうえで、加入するか否かを判断する事をおすすめします。



### メリット

- パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能。
- 紙マニフェストの保存、保管が不要。
- **状況報告書の提出が不要。**
- 廃棄物の処理状況の確認が容易にできる。
- 過去5年間のマニフェスト情報をダウンロードして自由に活用可能になる。
- システムを活用して簡単に帳簿の作成が可能。
- 事務効率化による人件費の削減ができる。

### デメリット

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の全てにおいてパソコンとインターネット環境が整っていないこと、電子マニフェストの加入をしないご利用できません。
- 加入している業者は全体の数%で加入しても実際利用できないことが多くあります。
- 基本料、使用料（初年度のみ加入料）など電子マニフェスト利用料金がかかります。誤って入力した場合、修正処理も料金がかかります。
- コスト的には、紙マニフェストよりも割高になる。
- 紙マニフェストはなくなりませんが、排出事業者は、廃棄物の種類毎に「受渡確認票」を発行し収集運搬業者に渡さなければなりません。
- 情報処理センターのシステムがアクセス集中などの原因によりシステムがダウンすると、その間、電子マニフェストの入力がおこなえなくなります。

#### 電子マニフェスト導入後のクレーム事例（suzuki-induss.comより抜粋）

- ・ 受渡確認票の文字が小さくて見えにくい。
- ・ 登録を取引後に行うため入力を忘れる恐れがある。
- ・ 操作が難しい。
- ・ ADSL回線を使用しているが、情報処理センターになかなかつながらない。送信するのに時間がかかった。
- ・ 紙マニフェストを継続している企業が多いので事務効率化にはならない。

## 環境トピック「バイオマス活用の最前線」

バイオマスとは生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」という意味です。

間伐材に売れ物にならない古々米を加えた物が、木材やプラスチックと同等の性能の素材に変身する。今はゴミ袋や食品トレーとして使われているが、安定供給体制を整え、今後の活用が期待される。雑草、使用済の茶葉、ミカンの皮といった利用価値の低い植物性物質から燃料のバイオークスを開発したり、米やミドリムシを利用した「グリーンガソリン」燃料も販売されている。納豆のネバネバから吸水性に富む樹脂を生み出し化粧品に活用する等、バイオマスの活用の場が広がっている。

